

「(仮称) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」素案に対する
意見募集結果について
【福祉事業所・施設】

1 意見の募集期間

平成 30 年 12 月 4 日（火）から平成 30 年 12 月 25 日（火）まで

2 意見の募集先

市内の障害福祉事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、子育て支援センター、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所、その他の保育施設及び学童保育（市立の事業所等を除く）

3 意見の募集結果

(1) 意見の総数 9 通

(2) 意見内容の内訳

| | | |
|---------------|---|-----|
| ア 周知方法について | … | 1 件 |
| イ 基本的施策について | … | 7 件 |
| ウ 具体的な取組について | … | 2 件 |
| エ 災害等への対応について | … | 2 件 |

(3) 意見に対する市の考え方

別紙一覧のとおりです。

なお、いただいたご意見は、一部内容を要約しています。